

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成29年5月 月次研究会



高田 寛(荒川)

## 種類株式の法務と税務

### I. 種類株式の法務

#### 1. はじめに

平成18年5月に会社法施行後、多種多様な種類株式を設計することが可能になり、最近では資金調達や経営の安定化のために、様々な形で種類株式が活用されている。例えば、トヨタは研究開発資金の調達と安定株主の確保のため、AA型種類株式（元本保証十優先配当十譲渡制限十普通株式への転換請求可能）を発行している。また、CYBERDYNE(株)は自社技術の軍事転用回避と資金調達のため、普通株式のほかにB種類株式を発行した。定款では普通株式の1単元の株式数は100株、これに対してB種類株式の1単元の株式数は10株とし、B種類株式は普通株式に対して10倍の議決権を有し、B種類

#### 2. 種類株式の内容

会社法は原則株式の内容を同一であることを求めているが、一定の条件と範囲で資金調達と支配関係の多

で定めた株式で、会社法108条は以下の9つの事項に関して異なる内容を定めることができるとしている。

- ①剰余金の配当（会社法108条1項1号）
- ②残余財産分配（会社法108条1項2号）
- ③議決権行使することができる事項（会社法108条1項3号）
- ④株式の譲渡（会社法108条1項4号）
- ⑤株主が会社に対し、当該株主の保有する株式の買取を請求することができる取得請求権付種類株式（ベンチャー企業の資金調達に用いられている。取得請求権付種類株式を株式会社が発行するときは、定款に取得請求権付株式である旨、取得対価、請求権期間を定めなければならない。取得対価は金銭以外にその会社の社債、株式、自社製品などでもよいとされている。）
- ⑥会社から株主への取得請求権（会社法108条1項6号）
- ⑦株主総会特別決議による取得（会社法108条1項7号）
- ⑧株主総会決議事項等に属する拒否権（会社法108条1項8号）

閉鎖的会社の需要に因應して、この種類株式を認めている。株式の分散リスクの低減の他、一部の株式だけを譲渡制限株式とすることが可能であり、一定の場合に会社の承認があったとみなす旨の定めも可能である。また、包括承継による取得を妨げない。

の株式の一部のみを取得することもできる。取得条項付種類株式を会社が発行するときは、取得条項付種類株式である旨と取得事由、取得対価を定款で定めなければならない。また、取得対価は⑤と同様である。

⑦株主総会特別決議による当該種類株式全部の強制取得（会社法108条1項7号）

株主総会特別決議により、強制的に当該種類株式全部を会社が取得できる全部取得条項付種類株式。事業再生時の100%減資やスクイーズアウトを目的に用いられてきた（経理情報2016.11.1（No.146）12頁）。株主全員から会社が株式全部を買い取る時、株主全員の同意が本来必要であったが、この全部取得条項付種類株式の導入で、多数決で全部の株式を取得することができるようになった。

⑧株主総会決議事項等に属する拒否権（会社法108条1項8号）

株主総会の全部または一部の事項に対する議決権行使できない種類株式（議決権制限種類株式）。この譲渡制限株式は議決権が及ばない総会決議事項を選択可能、また剰余金配当優先株式に限らず議決権を制限可能、一定額以上の配当金がない場合議決権が生じるなど条件付きの定めができる。

株主の保有する種類株式を一定の事由が生じたことを条件として、会社が強制的に当該株式を買い取ることができるとする取得条項付種類株式。ベンチャー企業が上場時の普通株式を対価とする取得条項が多いとされている（経理情報2016.11.1（No.146）12頁）。

⑦株主総会特別決議による取得（会社法108条1項7号）

株主総会特別決議により、強制的に当該種類株式全部を会社が取得できる全部取得条項付種類株式。事業再生時の100%減資やスクイーズアウトを目的に用いられてきた（経理情報2016.11.1（No.146）12頁）。株主全員から会社が株式全部を買い取る時、株主全員の同意が本来必要であったが、この全部取得条項付種類株式の導入で、多数決で全部の株式を取得することができるようになった。

⑧株主総会決議事項等に属する拒否権（会社法108条1項8号）

株主総会特別決議による取得（会社法108条1項7号）

#### 3. 種類株式の発行手続と種類株主総会

種類株式を発行するには、各種類株式の発行可能事項を定款で定める（会社法108条2項）、種類株式の種類と内容を株式にも記載しなければならない（会社法216条4項）。

種類株式を発行するに必要とする拒否権付種類株式。ベンチャー企業に投資するベンチャーキャピタルが発行会社の経営重要事項の決定に関与し自己の権利を保護する目的で用いられる（経理情報2016.11.1（No.146）12頁）。

株主総会特別決議による取得（会社法108条1項7号）

株主総会特別決議による取得（会社法108条1項7号）

### II. 種類株式の税務

#### 1. 種類株式の評価

種類株式の評価について、国税庁が中小企業庁の照会に対する「相続等により取得した種類株式の評価について」と題する回答及び「種類株式の評価について（情報）」を発表しており、それによれば、配当優先の無議決権株式、社債類似株式及び拒否権付株式について一定の評価方法を示しているが、法人税法、所得税法、相続税法、財産評価基本通達には定められていない。

この回答および情報によれば、無議決権株式は原則議決権の有無を考慮せず、評価し、同族株主が無議決権株式を取得したときには通常の評価額に5パーセントを乗じた金額を控除した金額で評価することも選択できる。また、これらの種類株式は資金調達や会社支配にかかわる株主間の権利調整のために立法されたが、一部の会社を除き、一般の中小会社にはほとんど発行されていない。これは種類株式がどんなに有用であっても中小企業にはほとんど知られておらず、発行手続等もどういう手続を取ればいいのか、課税庁から財産評価通達等の評価指針が公表されることが望まれる。

#### 2. むすび

これらの種類株式は資金調達や会社支配にかかわる株主間の権利調整のために立法されたが、一部の会社を除き、一般の中小会社にはほとんど発行されていない。これは種類株式がどんなに有用であっても中小企業にはほとんど知られておらず、発行手続等もどういう手続を取ればいいのか、課税庁から財産評価通達等の評価指針が公表されることが望まれる。